

議会運営委員会
全員協議会

令和5.3.3（金）午後1時30分
令和5.3.6（月）午前9時30分

1 追加議案について

ア 市長提出事件

- (1) 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）
- (2) 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について
- (3) 浜松市根洗学園条例等の一部改正について
- (4) 浜松市国民健康保険条例の一部改正について
- (5) 工事請負契約締結について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）
- (6) 下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について
- (7) 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第1号）

イ 議会提出事件

- (1) 浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

2 本会議3日目及び4日目の運営について

- (1) 議事日程・議事の順序について
- (2) 議案付託件目表について

3 意見書等の調整について

- (1) 要望書（議員の人権意識について）

（浜松TG研究会 代表 鈴木げん さん 外3団体 提出）

- (2) 国際標準的な国債発行による財政運営を求める意見書（自由民主党浜松提出）

- (3) 国営かんがい排水事業（更新事業）の同意徴集手続簡素化を求める意見書（自由民主党浜松提出）

(4) 積極的なエネルギー政策の推進を求める意見書 (市民クラブ提出)

(5) 帯状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書 (公明党提出)

(6) 「安保3文書」閣議決定を撤回することを求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

(7) 職員配置基準の引上げによる保育士の増員及び処遇改善を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)

4 ウェルネス推進事業本部を所管する常任委員会について

追加提案

1 補正予算

令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）

繰越明許費の追加 15件 1,914,227千円

2 条例議案

（1）浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき処理する事務を浜松市社会福祉審議会の所掌事務に加えるもの

（2）浜松市根洗学園条例等の一部改正について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、引用条項及び字句の整理を行うもの

（3）浜松市国民健康保険条例の一部改正について

出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるもの

3 その他

（1）工事請負契約締結について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）

・仮契約日 令和5年2月21日

・金額 320,430,000円

（2）下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について

浜松市下水道条例第39条に基づく下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決（請求棄却）について、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

追加提案（2）

1 補正予算

令和5年度浜松市一般会計補正予算（第1号）

・新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する経費の追加

議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月6日(月) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 代 表 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和5年3月6日(月) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 代 表 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第4号)

令和5年3月7日 (火) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 65 号 議 案 令和4年度浜松市一般会計補正予算 (第11号)
- 第 4 第 66 号 議 案 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について
- 第 5 第 67 号 議 案 浜松市根洗学園条例等の一部改正について
- 第 6 第 68 号 議 案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 7 第 69 号 議 案 工事請負契約締結について(遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事)
- 第 8 第 70 号 議 案 令和5年度浜松市一般会計補正予算 (第1号)
- 第 9 諮 第 1 号 下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について

議 事 の 順 序 (第4日)

令和5年3月7日 (火) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 案 上 程……
 - 自 日程第 3 第 65 号 議 案
 - 至 日程第 9 諮 第 1 号7件
- (1) 説 明
- (休 憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委 員 会 付 託
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

令和5年第1回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

- 第 65 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）
第1条（繰越明許費）中
第8款 土木費中
第1項 土木管理費

厚生保健委員会

- 第 66 号議案 浜松市社会福祉審議会条例の一部改正について
- 第 67 号議案 浜松市根洗学園条例等の一部改正について
- 第 68 号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 70 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第1号）

環境経済委員会

- 第 65 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）
第1条（繰越明許費）中
第6款 農林水産業費
第7款 商工費

建設消防委員会

- 第 65 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）
第1条（繰越明許費）中
第8款 土木費
〔第1項 土木管理費〕を除く
第9款 消防費
第11款 災害復旧費
- 第 69 号議案 工事請負契約締結について（遠州八幡停車場歩道橋バリアフリー化事業エレベーター等整備工事）
- 諮 第 1 号 下水道使用料の減免申請に係る決定についての審査請求に対する裁決について

市民文教委員会

- 第 65 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第11号）
第1条（繰越明許費）中
第2款 総務費



2023年2月17日

要望書

浜松市議会議長 太田康隆様

浜松市天竜区春野町川上309 代表 鈴木 げん

浜松パートナーシップ連絡会

にじいろ安場 in 浜松

浜松 TG 研究会

キューベック

日頃より、浜松市政向上のためご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、先日柳川議員不適切発言が報道され、私たちは柳川議員へ公開質問状を提出し、15日に回答をいただきました。その中には「同性愛が異常であるという認識はなく、性的マイノリティの方々への差別意識は在りません」と回答されており、驚きを禁じ得ませんでした。

「普通の感覚で言うと女性のアパートに侵入したとかということが感覚であると思うんだけど、これは男性のアパートで、前回逮捕されたのも男性に対してのことだよね」（発言のまま）という発言は、自身が「潜在意識の中に異性と恋愛することが普通であるという社会通念が残っていて」と認めている通り、性的指向が異性に向くことを『普通』とし、同性に向くことを『異常』と考えていることを示すものに他ならず、明らかな差別発言です。柳川議員が、自身のこのような潜在意識を率直に認めておられることには敬意を払いたいと思いますが、それが差別発言として表に現れていることを認識していただきたい、というのが私たちの考えです。「私の発言の意図として、同性愛が異常であるという認識はなく、性的マイノリティの方々への差別意識は在りません」と書かれていますが、意図がなくとも差別は差別であり、差別をしている自覚がないことこそが一番の問題です。

当事者は、今回の発言のような「無意識で見えにくい、でも確実にダメージが積み重なっていく」そんな差別や偏見の中での生活を強いられ、日々人権を侵害されている状況にあります。

浜松市議会も、今回のような差別発言を見逃したり許したりすることなく、研修等を通して議員の人権意識を磨く必要性を認識すべきであり、市民を代表する機関として「差別は絶対に許さない」「誰もがその生きる権利を守られ、人権が尊重される社会を目指す」という決意を、はっきりと表明するよう要望いたします。

国際標準的な国債発行等による財政運営を求める意見書（案）

日本を取り巻く安全保障環境の悪化、国際秩序の動揺に対する世論の高まりを背景に、政府は新たな「防衛力整備計画」において、今後5年間の防衛力整備の水準を今の計画の1.6倍に当たる43兆円程度と提案しており、この防衛予算の増額分は17兆円と想定されている。

また、コロナ禍の影響もあり、2021年の合計特殊出生率は1.30にまで低下、2022年の出生者数は初めて80万人を割り込むことが予測される中、「異次元の少子化対策」に取り組む方針が発表され、児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、働き方改革の推進を柱とする予算規模は3兆円とも推測されており、その財源確保については社会保障費の見直しや消費増税の可能性など、大きな関心を集めている。

これらの財源確保が急務となるが、現状の国内経済は、長期的な景気低迷によるデフレ克服を目指す中で新型コロナウイルス感染症による経済活動の停止や急激な円安の進行、サプライチェーンの混乱、物価高騰の影響を受けており、賃上げ機運や景気回復が強く期待され、景気回復の腰折れが強く懸念される増税については慎重に判断すべきであり、不安定な為替レートやハイパーインフレに配慮した規律のもと、積極的な国債発行が必要である。国債発行については、欧米各国では、我が国のような国債償還60年ルールが存在しないため、利払いしか行わず、借換債や永年債として財政拡大政策を推進している状況も踏まえ、社会的需要に対する財源運営について、以下の通り要望する。

記

- 1 国債に対する基本的な考え方を改めて、分かりやすく国民に説明し理解を深めること。
- 2 防衛費及び子育て・少子化対策費については、増税ありきではなく、規律ある国債発行や剰余金の活用、歳出の見直しを行い、景気回復による歳入増を図り財源確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国際標準的な国債発行による財政運営を求める意見書（案）

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、台湾をめぐる緊張の高まり、そして北朝鮮の頻発するミサイル発射などによる日本を取り巻く安全保障環境の悪化、国際秩序の動揺に対する世論の高まりを背景に、政府は新たな「防衛力整備計画」で2023年度から5年間の防衛力整備の水準を今の計画の1.6倍にあたる43兆円程度としており、初年度にあたる2023年度予算案を「防衛力抜本的強化の元年予算」として提案している。

この防衛予算において、今後5年間で必要とされる増額分は17兆円であり、歳出改革（他の予算の削減）や国債発行、特別会計からの繰入れなど、さまざまな手段の組合せに加え、法人税、所得税、たばこ税の引上げが想定されている。

また、コロナ禍の影響もあり、2021年の合計特殊出生率は1.30にまで低下、2022年の出生者数は初めて80万人を割り込むことが予測される中、「異次元の少子化対策」に取り組む方針が発表された。この少子化対策の柱は、児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、働き方改革の推進の三つであるが、これらの予算規模は3兆円とも推測されており、その財源確保は大きく政策に影響する。

現状の国内経済は、長期的な景気低迷によるデフレ克服を目指していた中での、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停止や急激な円安の進行、サプライチェーンの混乱、物価高騰に対して、賃上げ機運や景気回復が強く期待されているため、経済状況の回復基調を腰折れさせる懸念がある増税については極めて慎重に判断すべきである。

よって、国においては、財政運営における国債に対する考え方を国民に分かりやすく説明するとともに、的確な国債を発行するよう、以下のとおり要望する。

記

- 1 国債償還60年ルールの廃止や見直しについて、国民に分かりやすい説明を行うこと。
- 2 欧米各国などでは、国債については利払いしか行わず、転換債や永年債として財政拡大政策を推進していることを踏まえ、我が国における国債に対する基本的な考え方を改めて国民に示すこと。
- 3 防衛費及び子育て・少子化対策費については、増税ありきではなく、規律ある積極的な国債発行による景気回復により、既存税率による歳入増を基本とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国営かんがい排水事業(更新事業)の同意徴集手続簡素化を求める意見書(案)

農業水利施設の基幹水利施設は国営かんがい排水事業等で造成され、その多くは農業用水のみならず、水道・工業用水との共同施設となっており、地域住民の生活や産業振興においても大変重要なライフラインである。しかし、その農業水利施設の多くは急速な老朽化が進んでおり、用水利用の高度化や耐震化・長寿命化対策が喫緊の課題となっている。

「従前の機能維持を図ることを目的とした更新事業」や「技術革新等に起因する機能向上を伴うもの」等の一定の要件に該当するものについては、同意徴集の簡素化が図られ、土地改良区の総代会の議決により事業の実施が可能となっている。

一方、この基幹水利施設の更新事業を国営かんがい排水事業で実施する場合、現行の土地改良法では、公共投資による社会資本の形成とともに農業者の私的財産に影響を及ぼし、耕作者を含む農業者(以下「農業者」という。)の費用負担も生じることから、土地改良事業参加資格者である農業者の3分の2以上の同意(実質90%)をもって申請することが要件となっており、この土地改良事業参加資格者の調査・確認・同意徴集手続においては、相続放棄や行方不明者等の調査を含め、多大な日数と膨大な労力・費用を要している現状にある。

このようなことから、国営かんがい排水事業による基幹水利施設の更新事業において、農業者へ費用負担を求めず、全て地方自治体が負担する場合については、農業者の負担軽減のためにも同意徴集手続の簡素化を図り、土地改良区の総代会の議決により事業の実施が可能となるよう、土地改良法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国営かんがい排水事業(更新事業)の同意徴集手続簡素化を求める意見書(案)

農業水利施設の基幹水利施設は国営かんがい排水事業等で造成され、その多くは農業用水のみならず、水道・工業用水との共同施設となっており、地域住民の生活や産業振興においても大変重要なライフラインである。しかし、その農業水利施設の多くは急速な老朽化が進んでおり、用水利用の高度化や耐震化・長寿命化対策が喫緊の課題となっている。

この基幹水利施設の更新事業を国営かんがい排水事業で実施する場合、現行の土地改良法では、公共投資による社会資本の形成とともに農業者の私的財産に影響を及ぼし、耕作者を含む農業者(以下「農業者」という。)の費用負担も生じることから、土地改良事業参加資格者である農業者の3分の2以上の同意(実質90%)をもって申請することが要件となっている。しかし、この土地改良事業参加資格者の調査・確認・同意徴集手続においては、相続放棄や行方不明者等の調査を含め、多大な日数と膨大な労力・費用を要している現状にある。このような中、「従前の機能維持を図ることを目的とした更新事業」や「技術革新等に起因する機能向上を伴うもの」等の一定の要件に該当するものについては、同意徴集の簡素化が図られ、土地改良区の総代会の議決により事業の実施が可能となっている。

このようなことから、国営かんがい排水事業による基幹水利施設の更新事業において、農業者へ費用負担を求めず、全て地方自治体が負担する場合については、農業者の負担軽減のためにも同意徴集手続の簡素化を図り、土地改良区の総代会の議決により事業の実施が可能となるよう、土地改良法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

積極的なエネルギー政策の推進を求める意見書（案）

世界的な環境意識の高まりを受け、国が掲げたカーボンニュートラルの目標達成に向けて、官民において様々な取組が進められており、本市においても国に先んじて浜松市域“RE100”の目標を掲げ、再生可能エネルギーの比率を高めるために様々な計画立案や事業展開をしている。一方で、ロシアのウクライナ侵攻の影響を受けた天然ガスの価格高騰など、国際的なエネルギー価格の高騰などによりエネルギーの安定供給に対する市民の不安が生じている。我が国はエネルギー価格の高騰に伴う電気料金等の光熱費の高騰により家計が逼迫しているほか、大量の電力を必要とする製造業などは電力コストが過大となり、製品価格にも反映せざるを得ない状況であり、国民生活に多大な影響を及ぼしているばかりか、海外への資金流出による貿易赤字が続くなど、経済力も低下している。本市の主要産業である製造業においても、電力コストの高騰はその経営に大きな影響を及ぼしている。さらには、今後さらに加速する自動車産業におけるEV化など、将来の新たな電力需要に対する電力の確保も懸念される。

日本経済を回復し国民生活を向上させ、持続可能な社会を実現させるためには、国策としての電気料金の適正化や電力の安定供給が必要不可欠となる。こうした状況下、令和4年12月22日に開催された第5回GX実行会議において、政府はカーボンニュートラル社会の実現に向けた当面のエネルギー政策となる「GX実現に向けた基本方針～今後10年間を見据えたロードマップ～」を決定した。エネルギー政策を見直すことは、国民生活や産業・雇用等に多大な影響を及ぼすことから、我が国のエネルギーの実情に関する国民各層の理解を深めるための諸施策を積極的に進める必要がある。

よって、国においては、電気料金の適正化と電力の安全・安定供給を確保するため、経済合理性や地球環境保全を考慮した上で、再生可能エネルギーの主力電源化、水素の導入促進、新規制基準を満たした原子力発電所の再稼働など、様々な選択肢によりエネルギー自給率の向上を図るなど、積極的なエネルギー政策の推進を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。具体的には、带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることがあるとも言われている。

この带状疱疹の発症予防には、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくない。

よって、国においては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性や安全性を早急に確認し、ワクチンの供給体制や健康被害への救済制度の確立も含め、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化の実施を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。具体的には、带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることがあるとも言われている。

この带状疱疹の発症予防には、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくない。

よって、国においては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化の実施を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「安保3文書」閣議決定を撤回することを求める意見書（案）

岸田政権は2022年12月16日、「安全保障3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）を閣議決定した。

その内容は、「専守防衛」をかなぐり捨て、「戦争国家づくり」をさらに進めるものとなっている。

しかも、選挙で国民の信を問うこともなく、国会でのまともな審議なしに、日本の国の在り方の根本からの転換を強行することは、民主主義を根底から破壊するもので許されない。

「安保3文書」は、「反撃能力」という名で敵基地攻撃能力の保有を進めるものとなっており、これは憲法第9条第1項の戦争の放棄、第2項の戦力を保持しないとの規定に反し、国際法にも反する先制攻撃も行い得るものとなっている。

また「安保3文書」は、「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならない」と述べているが、軍事費がGDP比2%となれば、日本は、米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国となり、相手国に対して脅威を与え、結果として日本を危険にさらすことにもなりかねない。

さらに、「反撃能力」の保有のための大軍拡は、消費税増税を含む大增税と暮らしの予算の大削減を押しつけ、国民の暮らしと経済を破壊することにつながる。

よって、国においては、「安保3文書」の閣議決定を速やかに撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

職員配置基準の引上げによる保育士の増員及び処遇改善を求める意見書（案）

国は2023年度に、子供政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置し、これまで以上に子供関連施策の充実、推進をめざすとしている。

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されたが、コロナ禍への対応等により、保育士の多忙化、人員不足は深刻なレベルに達し、子供の命と安全を守るためには保育士増員が急務になっている。

小学校では40年ぶりに基準が改訂されて、35人学級が実現しつつある一方、保育所の配置基準は基準制定後70年余りが経過している。

どのような状況にあっても、子供たちには安心・安全で質の高い保育が格差なく平等に保障されなければならない。幼児教育・保育の質的向上を図るために保育士の配置基準を引き上げて予算を確保し、一刻も早く保育士を増員することが求められている。

また、保育士の配置基準を引き上げることで待機児童が増えることがないよう、保育士確保策として保育士の処遇改善に努める必要がある。

よって、国においては必要な財源を確保し、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 保育士配置基準の引上げにより保育士増員を図ること。
- 2 公定価格を引き上げ、保育士の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。